

令和3年分所得税等の確定申告について

例年、確定申告期には各地の税務署が運営する確定申告会場を多数の納税者が訪れており、令和3年分確定申告期においても、前年に引き続き、換気・消毒の徹底や社会的距離の確保といった基本的な感染防止策等に加え、自宅からの e-Tax による申告を広く呼び掛けて来場者の削減を試みる等の取組を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減に努める予定です。

皆様におかれましては、職場内の感染リスク軽減のためにも、確定申告等を行う際には確定申告会場へ赴くことなく、自宅から e-Tax を利用した申告手続等を行っていただくよう周知をお願い申し上げます。

また、政府全体として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に取り組んでいるところ、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告はマイナンバーカードの利活用促進の観点からも重要でありますので、こちらについても積極的な周知について、御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、令和3年分確定申告に向けては、特にマイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告の利便性が更に向上する予定ですので、周知に当たっては、別添1及び別添2を活用いただき、自宅からの e-Tax による申告を積極的に周知いただくようお願い申し上げます。

別添1 「申告書の作成・送信は国税庁ホームページから」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

別添2 「令和3年分確定申告からさらに広がる自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)